

報第15号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月18日提出

酒田市長 矢口明子

（提案理由）

市設置防犯灯による物損事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専第 6 号

損害賠償の額の決定について

令和 7 年 8 月 27 日に酒田市生石字十二ノ木地内で発生した市設置防犯灯による物損事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 9 月 19 日専決

酒田市長 矢 口 明 子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被 害 状 況	損害賠償金額
○○○○○○○○○○ ○ ○ ○ ○ (土蔵)	酒田市生石字十二 ノ木○○	瓦屋根の損傷	37,741 円

報第16号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月18日提出

酒田市長 矢 口 明 子

（提案理由）

東田川郡三川町大字横山字袖東地内において、公用車のドアを開けた際に隣接の車両へ接触し損傷させた事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専第 7 号

損害賠償の額の決定について

令和 7 年 8 月 6 日に東田川郡三川町大字横山字袖東地内で発生した公用車による物損事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 10 月 1 日 専決

酒田市長 矢 口 明 子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被 害 状 況	損害賠償金額
○○○○○○○○○○ ○ ○ ○ ○ (車両)	東田川郡三川町大 字横山字袖東 19 - 1 山形県庄内 総合支庁駐車場内	右側後方ドア損 傷	239,367 円

報第17号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月18日提出

酒田市長 矢口明子

（提案理由）

酒田市浜田二丁目地内において、市道の草刈り作業中に生じた飛石が同市道を走行中の車両に当たった事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専第 8 号

損害賠償の額の決定について

令和 7 年 9 月 3 日に酒田市浜田二丁目地内の市道で発生した草刈り作業による物損事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 10 月 8 日専決

酒田市長 矢 口 明 子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被 害 状 況	損害賠償金額
○○○○○○○○○ ○ ○ ○ ○ (車両)	酒田市浜田二丁目 9 番 8 号地先 市 道下安町一番町線	リアサイドガ ラス破損	39,875 円

報第18号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月18日提出

酒田市長 矢口明子

（提案理由）

公用車運転中の事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専第 9 号

損害賠償の額の決定について

令和 7 年 9 月 2 日に酒田市曙町一丁目地内で発生した公用車運転中の事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 10 月 20 日専決

酒田市長 矢 口 明 子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被 害 状 況	損害賠償金額
○○○○○○○○○○ ○ ○ ○ ○ (車両)	酒田市曙町一丁目 曙町交差点 県道 352号線	リアバンパー、バッ クドア、バックパネ ル、テールランプ損 傷	470, 893円

報第19号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月18日提出

酒田市長 矢口明子

（提案理由）

酒田市乗合バス運行中の事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専第10号

損害賠償の額の決定について

令和6年12月10日に酒田市中町二丁目地内で発生した酒田市乗合バス運行中の事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月22日専決

酒田市長 矢 口 明 子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被 害 状 況	損害賠償金額
○○○○○○○○○○ ○ ○ ○ ○ (車両)	酒田市中町二丁目 1番7号 南東側 国道112号線	右側フロント部分損傷	34,775円

報第20号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月18日提出

酒田市長 矢口明子

（提案理由）

スクールバス運行中の事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専第11号

損害賠償の額の決定について

令和7年6月2日に酒田市落野目字広野地内で発生したスクールバス運行中の事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月31日専決

酒田市長 矢 口 明 子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被 害 状 況	損害賠償金額
○○○○○○○○○○ ○ ○ ○ ○ (車両)	酒田市落野目字 広野 国道7号 線	側面右側ボディ、右 側サイドミラー損傷	72, 593円